

平成 30 年 度

財政援助団体等監査報告書

安芸高田市監査委員

目 次

平成 30 年度財政援助団体等監査報告書

第 1	監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の範囲	1
4	監査の実施期間	1
5	監査の場所	1
6	監査の手続き	1
7	監査の主な着眼点	1
第 2	監査の結果	2
1	公の施設の概要	2
2	指定管理者の概要	2
3	指定管理の状況	4
第 3	むすび	5

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査
(公の施設の指定管理者監査)

2 監査の対象

施設名 安芸高田市葬斎場（あじさい聖苑）
指定管理者 株式会社 五輪 代表取締役 宮本幸司朗
所管課 市民部環境生活課

3 監査の範囲

平成28年度及び平成29年度における公の施設の指定管理に係る出納その他事務の執行について

4 監査の実施期間

平成30年9月21日から平成30年12月7日まで

5 監査の場所

安芸高田市役所第一庁舎監査委員事務局
安芸高田市葬斎場（あじさい聖苑）

6 監査の手続き

監査の対象とした事項について、提出された関係書類を基に、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか否かについて、通常実施すべき監査の実施手続により実施した。

7 監査の主な着眼点

(1) 所管課

- ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- カ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- キ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

(2) 指定管理者

ア 施設は関係法令、条例の定めるところにより適切に管理されているか。

イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ウ 利用料金制を指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。

エ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

オ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

カ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

第2 監査の結果

1 公の施設の概要

- (1) 名称 安芸高田市葬斎場（あじさい聖苑）
- (2) 所在地 安芸高田市吉田町多治比 2914 番地 2
- (3) 指定期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 5 年
- (4) 指定管理料 平成 28 年度 42,490,767 円 平成 29 年度 44,990,209 円
- (5) 所管課 市民部環境生活課
- (6) 設置 平成 25 年 4 月 1 日

2 指定管理者の概要

- (1) 名称 株式会社 五輪 代表取締役 宮本幸司朗
- (2) 所在地 富山県富山市奥田新町12番3号
- (3) 設立 昭和55年7月17日
- (4) 資本金 20,000,000円
(基本財産) 1,835,627,000円
- (5) 目的及び事業内容
次の事業を営むことを目的とする。
 - 1. 斎場の運営並びに保守管理
 - 2. 工業窯炉、焼却炉及びその付帯設備機器の設計、施工、販売並びに管理
 - 3. 築炉工事の設計、施工及び請負
 - 4. 人材派遣業
 - 5. 前各号に附帯する一切の業務
- (6) 従業員数 584人（平成28年度） 615人（平成29年度）

(7) 市との関係

市は、葬斎場の施設運営を図るため、予算の範囲内において委託料（指定管理料）を交付している。

(8) 利用の状況

(単位：件)

火葬実績	平成28年度	平成29年度
火葬件数（人体）	497	502
火葬件数（胞衣）	0	0
火葬件数（小動物）	115	145

(単位：件)

施設利用実績	平成28年度	平成29年度
待合室	306	349
霊安室	26	24
式場（通夜）	43	29
式場（告別）	53	35
霊柩車	422	451

(9) 収支決算の状況

(単位：円)

分類		平成28年度	平成29年度	増減
		決算額	決算額	
収入	指定管理料収入	45,000,000	47,366,000	2,366,000
	その他収入	140,324	137,288	△3,036
	収入合計	45,140,324	47,503,288	2,362,964
支出	人件費	18,874,944	18,874,944	0
	需用費	8,925,446	10,644,658	1,719,212
	外部委託料	11,198,592	10,953,535	△245,057
	事務費	2,352,821	3,694,874	1,342,053
	精算分	2,509,233	2,375,791	△133,442
	支出合計	43,861,036	46,543,802	2,682,766
収支差額		1,279,288	959,486	△319,802

3 指定管理の状況

次の事項を対象に関係書類の確認及び質問を行った。

(1) 所管課

ア 募集

- ① 募集要綱、業務仕様書について
- ② 募集手続について
- ③ 申請・受付について

指定管理者の募集については、おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ 審査選定

- ① 指定申請書、事業計画書、添付書類等について
- ② 指定管理者候補者選定委員会について
- ③ 審査について
- ④ 選定結果の通知について

審査選定については、おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

ウ 指定管理者指定の議決について

指定管理者指定の議決については、おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

エ 協定の締結

① 基本協定について

基本協定については、おおむね適正に処理されていると認められたが、次のような改善を要する事例が認められた。

- ・ 基本協定書第17条第1項に規定する別記2の備品等を、個別に規定すること。
- ・ 基本協定書第25条に規定する別記3の責任分担を規定し、責任分担の区分を明確にすること。

② 年度別協定について

年度別協定の締結については、おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

オ 管理業務の開始

- ① 事業報告について
- ② 業務報告について

事業報告及び業務報告については、おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2) 指定管理者

ア 指定管理者の義務の履行について

監査の結果、施設は、条例、規則の定めるところにより、おおむね適切に管理されていると認められ、また、協定等に基づく義務の履行についても、おおむね適切に行われていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ 公の施設の管理に係る収支の経理について

監査の結果、おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

第3 むすび

株式会社五輪広島支店の管理の元、あじさい聖苑の職員が、葬祭業務、火葬業務及び維持管理業務の遂行に努めている。

施設全体は常に清潔に保たれており、接遇においても、ホスピタリティ感を持ち対応されていると感じられ、来訪される遺族や参列者は、故人の終焉の場として相応しいと思われていることであろう。

維持管理業務面においては、本市が責任を担う光熱費の節減に協力的に努めている。

市民部環境生活課より提出された課題と取り組みについて、3点挙げられた。

1つ目は、あじさい聖苑内での葬儀では、11時の火葬が一番目となるが、式の時間が延び、後の火葬計画に支障をきたす時があり、定期的に行う葬儀社、指定管理者及び行政の三者協議により、火葬時間が重ならないよう30分単位で火葬し、お別れの時間が17時以降にならないよう対応している。

社会情勢の変化により葬儀時間が長くなったことにより、遺族への配慮や火葬炉の運営など負担増になっていることは理解できる。引き続き開始時間の検討を協議して、利用者の気持ちも考え結論を出していただきたい。

2つ目は、11時の火葬は、あじさい聖苑内での葬儀のみ行えることとなっているため、あじさい聖苑内で葬儀のない日に、あじさい聖苑以外での葬儀の火葬を11時に行えるようにとの要望があるが、使用している火葬予約システムを改修する必要があり、三者により協議されているところである。

簡素な家族葬など増えている中、11時火葬の要望は今後も増えるであろう。費用対効果も考慮し、引続き検討していただきたい。

3つ目は、施設の老朽化による修繕の増加である。あじさい聖苑の火葬が開始され、6年が経過した。火葬炉については、平成28年度、平成29年度の修繕はなかったが、500体の火葬ごとに炉の改修が必要であり、使用頻度から見ると、3年に1度を目安に大規模修繕が想定される。

大規模修繕は市が担うべきであるが、指定管理者においても、毎年行われる点検業

務、小規模修繕を通じて寿命長期化への努力を続けていただき、市はコスト削減につながる修繕計画を立てていただきたい。

あじさい聖苑の管理運営については、行財政改革の取組みとして、サービスの向上、費用削減効果、事務軽減などの観点から、指定管理者制度をプロポーザル方式で、施設開設の平成25年度から導入され、平成28年度に更新し、現在6年目となっている。

平成28年度、平成29年度の2年間の収支計画書と決算書を対比したが、収支計画の外部委託業務費が固定化しているように見える。収支計画書が単調にならないよう毎年度、事業成果にブラッシングを掛け予算計上すべきと考える。

あじさい聖苑の効率的なサービス提供及び適切な施設の管理を継続するために、日々努力をされているところであるが、現場にいる職員が安定的に働けることが、より一層のサービス向上のために重要な点であろう。そのためには、市として、指定管理者の就労支援を引き続き行い、今後も安定持続した運営を望むものである。